

人事委員会年報

令和7年度

名古屋市人事委員会

目 次

1	委 員 会	1
(1)	委 員	1
(2)	委員会の開催状況	1
2	事 務 局	10
(1)	組 織	10
(2)	事務分掌	10
(3)	予 算	11
3	人事委員会規則の制定等	12
(1)	規則の一覧	12
(2)	令和7年度の規則の制定等	13
4	職員に関する条例の制定改廃に関する意見	14
5	任命権者からの申請に基づく承認	15
(1)	職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係	15
(2)	職員の給与に関する条例関係	15
(3)	職務に専念する義務の特例に関する条例関係	16
6	職員の給与等に関する報告及び勧告	17
7	公平審査	21
(1)	勤務条件に関する措置の要求	21
(2)	不利益処分についての審査請求	22
(3)	訴訟	24
8	職員からの苦情の申出及び相談	25
(1)	制度の趣旨	25
(2)	職員からの苦情の申出及び相談の件数	25

9	職員団体の登録	26
(1)	登録職員団体一覧	26
(2)	登録事項の変更	26
10	労働基準監督機関としての職権行使等	27
(1)	号別区分	27
(2)	性能検査等	28
(3)	解雇予告除外認定	29
(4)	事業場調査	29
11	職員の退職管理について	30
12	任用	31
(1)	試験等の概要	31
(2)	採用競争試験及び採用選考の実施状況	31
(3)	昇任選考等の実施状況	32
(4)	転任試験及び転任承認の実施状況	33
(5)	条件付採用期間の延長	33
	[任用別表]	34

凡 例

※内容について

特にことわりのないものは、令和7年度の内容を示す。

※法令の略称について

地公法：地方公務員法（昭和25年法律第261号）

設置条例：名古屋市人事委員会設置条例（昭和26年名古屋市条例第26号）

会議規則：名古屋市人事委員会会議規則（昭和26年人事委員会規則第2号）

組織規則：名古屋市人事委員会事務局組織規則（昭和26年人事委員会規則第3号）

労基法：労働基準法（昭和22年法律第49号）

安衛法：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）

クレーン則：クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

※年月日の記載方法について

[例] R1. 7. 22＝令和元年7月22日

H30. 12. 12＝平成30年12月12日

S41. 10. 7＝昭和41年10月7日

1 委員会

地公法第7条第1項の規定に基づき、昭和26年6月7日、名古屋市人事委員会設置条例が公布施行された。人事委員会は、任命権者の人事権が適正に行使されるよう審査、勧告などを行う中立的で専門的な人事機関であり、行政的権限(人事行政に関する調査・報告、給与等の勤務条件に関する研究、人事機関及び職員に関する条例の制定・改廃についての意見の申出、人事行政に関する勧告、競争試験・選考の実施)、準司法的権限(職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定・必要な措置をとること、職員に対する不利益処分に対する審査請求の裁決)、準立法的権限(人事委員会規則の制定)を有する(地公法第8条第1項及び第5項)。

(1) 委員

委員会は非常勤である3人の委員をもって組織する。委員の任期は4年であり、その選任方法は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て選任する(地公法第9条の2第1項、第2項及び第10項、設置条例第2条)。

委員会においては、委員会を代表する委員長を互選しているほか、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、職務を代理するものとして、委員長により委員長職務代理が指定されている(地公法第10条第1項及び第3項)。

職 名	氏 名	在 任 期 間	備 考
委 員 長	二神 望	R 4. 6. 12～ (1期)	元交通局長
委 員 (委員長職務代理)	市橋 克哉	R 1. 7. 22～R 5. 7. 21 (1期) R 5. 7. 22～ (2期)	名古屋経済大学法学部 特任教授 名古屋大学 元理事・副総長
委 員	鈴木 典行	R 3. 7. 8～R 7. 7. 7 (1期) R 7. 7. 8～ (2期)	弁護士

(令和8年4月1日現在)

(2) 委員会の開催状況

委員会は、原則として委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する(地公法第11条)。原則として毎週1回開催される定例会と臨時に開催される臨時会があり、令和7年度においては、定例会が37回開催された(会議規則)。

回	開催年月日	議 事
第1回定例会	R7. 4. 7	協議事項 1 令和7年度名古屋市消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験実施要綱について 2 令和7年度夏実施試験 名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」の試験案内について 審理事項 1 令和6年人委(措)第1号事案に係る審理について 報告事項 1 令和7年度夏実施試験 名古屋市職員「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」の実施について

回	開催年月日	議 事
		2 令和 7 年度春実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験」申込状況について
第 2 回定例会	R7. 4. 14	審理事項 1 令和 6 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 令和 7 年職種別民間給与実態調査について
第 3 回定例会	R7. 4. 24	協議事項 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 人事委員会審議資料の公開について 審理事項 1 令和 6 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 審査請求に対する裁決について 2 審査請求に対する裁決について 3 審査請求に対する裁決について 4 令和 6 年度職員からの苦情の申出及び相談の処理結果について
第 4 回定例会	R7. 5. 7	協議事項 1 令和 7 年度春実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験」「第 1 類係員転任試験及び能力認定試験」第 1 次試験合格者決定について 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について
第 5 回定例会	R7. 5. 23	協議事項 1 臨時休暇の承認について 2 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について 3 「令和 7 年度名古屋市職員資格試験実施要綱」、「令和 7 年度名古屋市職員課長補佐昇任選考実施要綱」及び「令和 7 年度名古屋市職員課長補佐・主任転任試験実施要綱」について 4 令和 7 年度課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験における絶対的不合格基準について 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 令和 7 年度夏実施試験 名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」申込状況について
第 6 回定例会	R7. 6. 5	協議事項 1 令和 7 年度春実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験（22 歳から 25 歳）（情報・技術）」「第 1 類係員転任試験及び能力認定試験（情報・技術）」合格者決定について 2 令和 7 年度春実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験（22 歳から 25 歳）（行政（プレゼンテーション型））」個別面接②対象者決定について 3 令和 7 年度秋実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験（26 歳から 39 歳）」の試験案内について 4 令和 7 年度秋実施試験 名古屋市職員「職務経験者採用選考」の選考案内について 5 令和 7 年度秋実施試験 名古屋市職員「第 2 類採用試験」の試験案内について 審理事項 1 令和 6 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 令和 7 年度名古屋市職員「第 2 類係員転任試験」の実施について

回	開催年月日	議 事
第 7 回定例会	R7. 6. 12	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の育児休業等に関する条例及び特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について 3 令和 7 年度春実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験（22 歳から 25 歳）（行政・行政（教養型））」「第 1 類係員転任試験及び能力認定試験（行政・行政（教養型））」「第 1 類採用試験（26 歳から 39 歳）」「第 1 類係員転任試験（26 歳から 39 歳）」個別面接②対象者決定について 審理事項 1 令和 6 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 名古屋市職員労働組合連合会からの申し入れについて
第 8 回定例会	R7. 6. 26	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 解雇予告除外認定について 3 消防職課長補佐昇任選考（推薦型）合格者決定について 4 令和 7 年度春実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験（22 歳から 25 歳）（行政（プレゼンテーション型））」合格者決定について 5 令和 7 年度夏実施試験 名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」第 1 次試験合格者決定について 6 令和 7 年度障害者を対象とした行政職（事務）の採用選考の承認及び「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」案内について 7 令和 7 年度障害者を対象とした採用選考における絶対的不合格基準について 審理事項 1 令和 6 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 2 令和 7 年 6 月 18 日付けで提出された不利益処分についての審査請求について 報告事項 1 令和 7 年度事業場調査の実施について 2 令和 7 年度消防職課長補佐昇任選考申込状況について
第 9 回定例会	R7. 7. 7	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 審理事項 1 令和 6 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 異動期間が延長された管理監督職の延長状況の報告について 2 勤務延長状況の報告について
第 10 回定例会	R7. 7. 17	協議事項 1 令和 7 年度春実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験（22 歳から 25 歳）（行政・行政（教養型））」「第 1 類係員転任試験及び能力認定試験（22 歳から 25 歳）（行政・行政（教養型））」「第 1 類採用試験（26 歳から 39 歳）」「第 1 類係員転任試験（26 歳から 39 歳）」合格者決定について 2 令和 7 年度夏実施試験 名古屋市職員「免許資格職採用試験（獣医）」「免許資格職係員転任試験及び能力認定試験（獣医）」合格者決定について 3 令和 7 年度夏実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験（消防）」「第 1 類係員転任試験及び能力認定試験（消防）」個別面接②対象者決定に

回	開催年月日	議 事
		ついて
第 11 回定例会	R7. 7. 24	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則及び職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正について 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 2 号及び第 3 号併合事案に係る審理について
第 12 回定例会	R7. 7. 29	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の任用に関する規則の一部改正について 3 令和 7 年度名古屋市職員「行政実務経験者採用選考」の選考案内について 4 令和 7 年度採用試験・選考及び転任・能力認定試験における絶対的不合格基準について 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について 2 令和 7 年人委（審）第 2 号及び第 3 号併合事案に係る審理について 報告事項 1 令和 7 年度消防職課長補佐昇任選考受験状況について 2 名古屋市任期付職員（弁護士）募集案内について
第 13 回定例会	R7. 8. 5	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 消防職員の正規の勤務時間の割振変更等の承認について 3 令和 7 年度消防職課長補佐昇任選考第 1 次試験合格者決定について 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 令和 7 年職種別民間給与実態調査の実施状況について
第 14 回定例会	R7. 8. 18	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和 7 年度夏実施試験 名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験（獣医以外）」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験（獣医以外）」合格者決定について 報告事項 1 人事院勧告について 2 日本労働組合総連合会愛知県連合会からの申し入れについて 3 令和 7 年度秋実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験」「第 2 類採用試験」「職務経験者採用選考」申込状況について
第 15 回定例会	R7. 8. 21	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告事項 1 各種団体からの申し入れについて
第 16 回定例会	R7. 8. 28	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について
第 17 回定例会	R7. 9. 3	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和 7 年度消防職課長補佐昇任選考第 2 次試験合格者決定について 報告事項 1 令和 7 年度資格試験、課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験申

回	開催年月日	議 事
		込状況（速報値）について
第 18 回定例会	R7. 9. 10	審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について 2 令和 7 年人委（審）第 2 号及び第 3 号併合事案に係る審理について 報告事項 1 名古屋市任期付職員（SC、SSW）募集案内について 2 令和 7 年度名古屋市職員「行政実務経験者採用選考」申込状況について
第 19 回定例会	R7. 9. 26	協議事項 1 出勤簿処理規則の一部改正について 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 2 号及び第 3 号併合事案に係る審理について
第 20 回定例会	R7. 10. 9	協議事項 1 解雇予告除外認定について 2 令和 7 年度名古屋市職員資格試験における合格基準について 3 令和 7 年度秋実施試験名古屋市職員「第 1 類採用試験（26 歳から 39 歳）」第 1 次試験合格者決定について 4 令和 7 年度秋実施試験名古屋市職員「第 2 類採用試験」「第 2 類係員転任試験」第 1 次試験合格者決定について 5 令和 7 年度秋実施試験名古屋市職員「職務経験者採用選考」第 1 次試験合格者決定について 6 令和 7 年度名古屋市職員「行政実務経験者採用選考」第 1 次試験合格者決定について 7 令和 7 年度名古屋市職員採用試験（第 1 類・免許資格職）【追加募集：土木・建築・機械・電気・獣医・衛生・保育Ⅰ】の試験案内について 8 令和 7 年度名古屋市職員採用選考（職務経験者）【追加募集：獣医・衛生】の選考案内について 9 令和 7 年度採用試験・選考及び転任・能力認定試験における絶対的不合格基準について 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 2 号及び第 3 号併合事案に係る審理について 報告事項 1 令和 7 年度名古屋市職員「障害者を対象とした採用選考」申込状況について
第 21 回定例会	R7. 10. 30	協議事項 1 解雇予告除外認定について 2 令和 7 年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第 1 次試験合格者決定について 3 令和 7 年度秋実施試験名古屋市職員「第 2 類採用試験（技術）」「第 2 類係員転任試験（技術）」合格者決定について 4 一般職の任期付職員（児童福祉センター西部児童相談所担当課長）の採用の承認について
第 22 回定例会	R7. 11. 13	協議事項 1 職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について 2 公益的法人等への職員の派遣等に係る報告書に関する規則第 2 条の特例を定める規則の制定について 3 令和 7 年度秋実施試験名古屋市職員「第 2 類採用試験（技術以外）」合格者決定について 4 令和 7 年度秋実施試験名古屋市職員「第 1 類採用試験（26 歳から 39 歳）」個別面接②対象者決定について 5 令和 7 年度秋実施試験名古屋市職員「職務経験者採用選考」第 2 次試

回	開催年月日	議 事
		驗合格者決定について 6 令和7年度秋実施試験名古屋市職員「職務経験者採用選考（保育Ⅰ・保育Ⅱ）」合格者決定について 報告事項 1 他の地方公共団体の人事委員会の報告及び勧告について 2 令和7年度資格試験、課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験第1次試験受験状況について
第23回定例会	R7.11.20	協議事項 1 令和7年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第2次試験合格者決定について 審理事項 1 令和7年人委（審）第2号及び第3号併合事案に係る審理について 報告事項 1 令和8年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所名簿作成について 2 名古屋市任期付職員（教育委員会弁護士）の募集について 3 名古屋市任期付職員（総務局付担当課長）の募集について 4 令和7年度名古屋市職員採用試験（第1類・免許資格職）【追加募集：土木・建築・機械・電気・衛生・獣医・保育Ⅰ】の申込状況について 5 令和7年度名古屋市職員採用選考（職務経験者）【追加募集：衛生・獣医】の申込状況について
第24回定例会	R7.12.8	協議事項 1 職員の退職管理に関する規則の一部改正について 2 令和7年度資格試験合格者決定について 3 令和7年度課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験 第1次試験合格者決定について 4 令和7年度秋実施試験名古屋市職員「第1類採用試験（26歳から39歳）」合格者決定について 5 令和7年度秋実施試験名古屋市職員「職務経験者採用選考」合格者決定について 6 令和7年度名古屋市職員「行政実務経験者採用選考」合格者決定について 7 令和8年度の職員採用試験の制度改正について
第25回定例会	R7.12.15	協議事項 1 令和7年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」合格者決定について 2 令和7年度名古屋市職員採用試験（第1類・免許資格職）【追加募集：土木・建築・機械・電気・衛生・獣医・保育Ⅰ】第1次試験合格者決定について 3 令和7年度名古屋市職員採用選考（職務経験者）【追加募集：衛生・獣医】第1次試験合格者決定について 4 令和7年度採用試験・選考及び転任・能力認定試験における絶対的不合格基準について 5 採用選考（総務局・行政職・部長級）の合否決定について 6 一般職の任期付職員（総務局付担当課長）の採用の承認について 7 一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事SC・SSW）採用の承認について 8 一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事SC・SSW）更新の承認について 報告事項 1 課長補佐・主任昇任制度の見直しについて

回	開催年月日	議 事
第 26 回定例会	R7. 12. 22	審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について
第 27 回定例会	R8. 1. 9	協議事項 1 職員の任用に関する規則の一部改正について 2 令和 8 年度名古屋市職員採用試験日程について 3 人事委員会審議資料の公開について
第 28 回定例会	R8. 1. 14	協議事項 1 職務に専念する義務の免除の承認について 2 一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事 SC）採用の承認について 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 2 号及び第 3 号併合事案に係る審理について
第 29 回定例会	R8. 1. 29	協議事項 1 採用選考（子ども青少年局・医事職・課長級）の合否決定について 2 採用選考（健康福祉局・医事職・課長級）の合否決定について 3 一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事 SC）採用の承認について 審理事項 1 令和 8 年 1 月 7 日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について 報告事項 1 一般職の任期付職員（総務局総合調整課 課長補佐級）募集について
第 30 回定例会	R8. 2. 3	協議事項 1 令和 7 年度課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験第 2 次試験合格者決定について 2 令和 7 年度名古屋市職員採用試験（第 1 類・免許資格職）【追加募集：土木・建築・機械・電気・衛生・獣医・保育Ⅰ】合格者決定について 3 令和 7 年度名古屋市職員採用選考（職務経験者）【追加募集：衛生・獣医】合格者決定について
第 31 回定例会	R8. 2. 10	協議事項 1 給料の調整額の支給に関する承認について 2 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正に対する人事委員会の意見について 審理事項 1 令和 8 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 2 令和 8 年 1 月 26 日付けで提出された不利益処分についての審査請求について 3 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について
第 32 回定例会	R8. 2. 17	報告事項 1 令和 7 年度事業場調査の結果及びイントラネットへの掲載について
第 33 回定例会	R8. 2. 24	協議事項 1 消防職員の正規の勤務時間の割振変更等の承認について 2 解雇予告除外認定について 3 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について 4 令和 8 年度春実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験」の試験案内について 5 令和 8 年度春実施試験 採用試験・選考及び転任・能力認定試験における絶対的不合格基準について 6 平成 24 年名古屋市人事委員会告示第 1 号（名古屋市職員採用試験受験申込み及び受験並びに採用試験の施行に関する告示）の廃止について

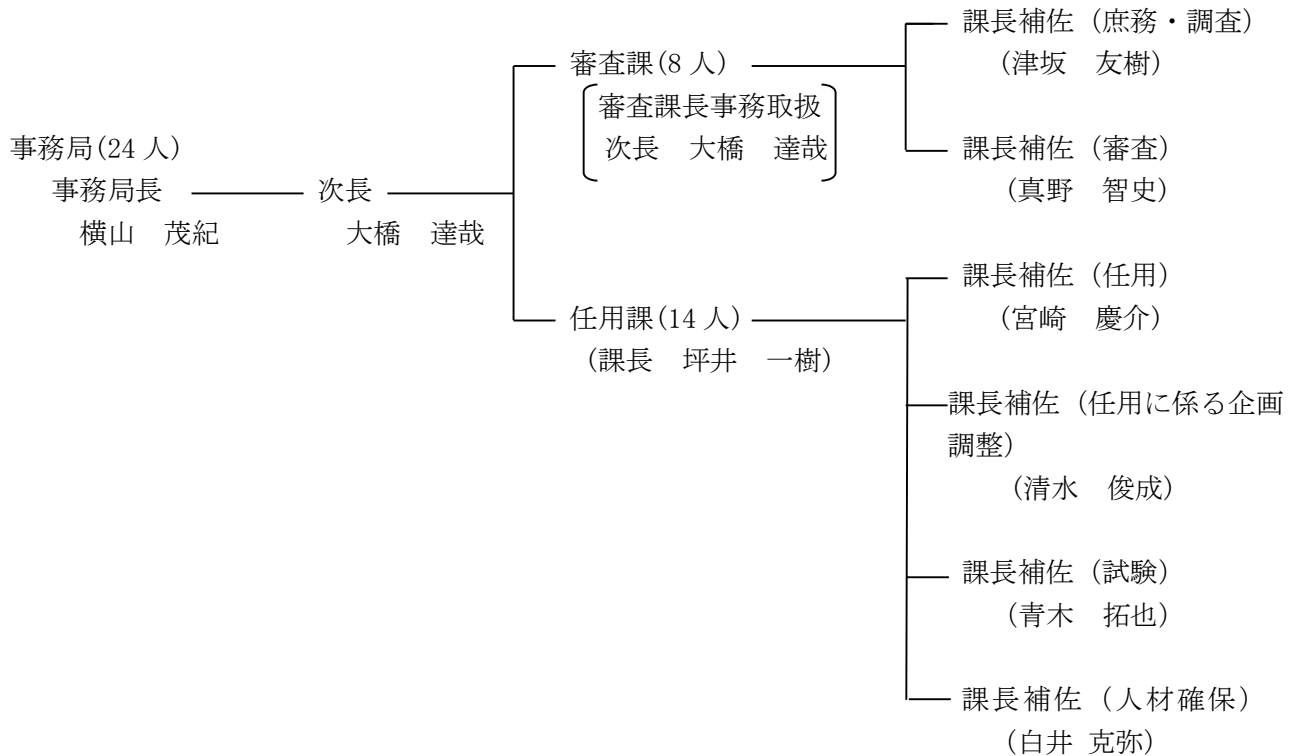
回	開催年月日	議 事
		7 一般職の任期付職員（教育委員会事務局教育支援部 担当課長（法務・相談業務等に係る特命事項の処理））採用の承認について 8 一般職の任期付職員の更新の承認について (1) 観光文化交流局観光交流部観光推進課課長補佐（観光に係る広域連携等担当） (2) 衛生研究所長 (3) 衛生研究所微生物部長 (4) 厚生院長 (5) 東部児童相談所担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当） (6) 千種区保健福祉センター所長 報告事項 1 令和 8 年度春実施試験 名古屋市職員「第 1 類係員転任試験及び能力認定試験」の実施について
第 34 回定例会	R8. 3. 3	協議事項 1 課長補佐昇任選考（推薦型）合格者決定について 2 一般職の任期付職員の採用の承認について（総務局総合調整課 課長補佐級） 審理事項 1 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について 2 令和 7 年人委（審）第 2 号及び第 3 号併合事案に係る審理について
第 35 回定例会	R8. 3. 17	協議事項 1 転任承認について 2 勤務延長の期限の延長の承認について 3 勤務延長職員の異動の承認について 4 異動期間の延長の承認について 5 採用選考（行政職・課長補佐級）の可否決定について 審理事項 1 令和 8 年 2 月 12 日付けで提出された不利益処分についての審査請求について 報告事項 1 連合愛知からの申し入れについて 2 令和 7 年度職務経験者採用選考の結果について
第 36 回定例会	R8. 3. 24	協議事項 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 管理職手当の支給に関する承認について 3 市長部局の職員の正規の勤務時間の割振変更等の承認について 4 事務局長以下代決規程の一部改正について 5 事務局長以下代決規程第 2 条の運用基準内規の一部改正について 6 職員の任用に関する規則の一部改正について 7 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について 報告事項 1 教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
第 37 回定例会	R8. 3. 27	協議事項 1 事務局職員のき章に関する規程の廃止について 2 令和 8 年度夏実施試験 名古屋市職員「第 1 類採用試験」の試験案内について 3 令和 8 年度夏実施試験 名古屋市職員「高等専門学校卒業生採用試験」の試験案内について 4 令和 8 年度夏実施試験 採用試験・選考及び転任・能力認定試験における絶対的不合格基準について

回	開催年月日	議 事
		5 採用選考（上下水道局・行政職・主任級）の合否決定について 審理事項 1 令和 8 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 令和 8 年度夏実施試験 名古屋市職員「第 1 類・免許資格職係員転任 試験及び能力認定試験」の実施について

2 事務局

委員会には事務局が置かれる(地公法第12条第1項)。本市事務局における組織及び事務分掌は、次のとおりである(組織規則)。

(1) 組織



(令和8年4月1日現在)

(2) 事務分掌

審査課

- 1 人事委員会の委員及び会議に関すること。
- 2 事務局の人事、予算決算、文書及び公印に関すること。
- 3 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- 4 不利益処分についての審査請求に関すること。
- 5 職員からの苦情の申出及び相談に関すること。
- 6 給与等に関する報告及び勧告に関すること。
- 7 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 8 厚生福利制度に関すること。
- 9 給与支払の監理に関すること。
- 10 職員団体の登録等に関すること。
- 11 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- 13 退職管理に関すること。
- 14 他課の主管に属しないこと。

任用課

- 1 任用制度及び人事記録に関すること。
- 2 競争試験及び選考に関すること。
- 3 転任試験等に関すること。
- 4 人事評価に関すること。
- 5 研修に関すること。
- 6 採用候補者名簿に関すること。
- 7 条件付採用期間の延長に関すること。
- 8 臨時的任用に関すること。

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(3) 予 算

令 和 8 年 度 予 算		
科 目		予算額(千円)
	(節)	
(款) 職員費	給 料	96,627
(項) 総務職員費	職員手当等	83,083
(目) 人事委員会職員費	共 済 費	35,708
	旅 費 (在勤地内旅費)	457
	小 計	215,875
(款) 総務費	報 酬	8,660
(項) 総務管理費	報 償 費	112
(目) 人事委員会費	旅 費 (費用弁償・普通旅費)	698
	交 際 費	10
	需 用 費	3,421
	役 務 費	728
	委 託 料	19,477
	使用料及び賃借料	15,204
	備品購入費	177
	負担金補助及び交付金	2,737
	小 計	51,224
合 計		267,099

3 人事委員会規則の制定等

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事務に関し人事委員会規則を制定する権限を有する(地公法第8条第5項)。現在制定されている規則の一覧並びに令和7年度の規則の制定等は次のとおりである。

(1) 規則の一覧

委 員 会	名古屋市人事委員会公告式規則(昭和26年人事委員会規則第1号) 名古屋市人事委員会会議規則(昭和26年人事委員会規則第2号) 名古屋市人事委員会事務局組織規則(昭和26年人事委員会規則第3号) 名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則(平成18年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会公印規則(昭和26年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会聴聞規則(平成6年人事委員会規則第5号) 名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則(昭和34年人事委員会規則第2号)
任 用	職員の任用に関する規則(昭和33年人事委員会規則第1号) 編入市町村職員の採用に関する規則(昭和38年人事委員会規則第4号) 試験企画委員等に関する規則(昭和28年人事委員会規則第7号) 一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則(平成15年人事委員会規則第5号)
勤務時間、休暇 その他の勤務条件	職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第11号) 出勤簿処理規則(昭和26年人事委員会規則第15号)
分限及び懲戒	職員分限条例施行規則(昭和33年人事委員会規則第9号) 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則(昭和63年人事委員会規則第1号) 公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則(平成14年人事委員会規則第1号) 公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則第2条の特例を定める規則(令和7年人事委員会規則第10号) 職員の定年等に関する条例施行規則(昭和60年人事委員会規則第1号) 職員懲戒条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第9号)
退 職 管 理	職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第1号)
服 務	職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和26年人事委員会規則第13号) 営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和26年人事委員会規則第14号)
措置要求、 審査請求等	退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成22年人事委員会規則第2号) 公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年人事委員会規則第5号) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成25年人事委員会規則第3号) 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成24年人事委員会規則第6号) 不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則(平成24年人事委員会規則第7号) 公開口頭審理の傍聴に関する規則(昭和42年人事委員会規則第3号) 職員からの苦情の申出及び相談に関する規則(平成17年人事委員会規則第3号)

職 員 団 体	管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 6 号) 職員団体の登録等に関する規則(昭和 41 年人事委員会規則第 10 号) 職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則(平成 9 年人事委員会規則第 4 号) 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 7 号)
---------	---

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(2) 令和 7 年度の規則の制定等

公布年月日	規則名	内容
R7. 4. 30	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	過誤訂正に伴う所要の改正
R7. 7. 31	職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則及び職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	時間単位の介護休暇、養育職免及び介護時間について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いの廃止に伴う所要の改正
R7. 8. 6	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職員昇任基準年数表に関する所要の改正
R7. 9. 30	出勤簿処理規則の一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例等が改正されたことに伴う所要の改正
R7. 11. 17	公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則第 2 条の特例を定める規則	公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパワ競技大会組織委員会への派遣にあたり、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 2 項により派遣の対象外とされる条件附採用期間の職員から人事委員会規則により除かれる職員について特例を制定
R7. 12. 11	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正
R8. 1. 14	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	高等専門学校卒業者採用試験の新設に伴う所要の改正
R8. 3. 27	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴う所要の改正
R8. 3. 30	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	学校栄養職の廃止に伴う所要の改正

4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公法第5条第2項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市長に意見を申し出ることができる(地公法第8条第1項第3号)。

令和7年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

意見申出年月日	議案名	議案の概要	意見の内容
R7. 6. 17 (6月定例会)	職員の育児休業等に関する条例の一部改正	・ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本市職員の部分休業等に関し必要な事項を規定	異議なし
	特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正（職員退職手当条例）	・ 指定金融機関における小切手の発行受付の終了に伴う規定の整理	異議なし
R7. 11. 17 (11月定例会)	職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正	・ 月例給 3.38%引上げ ・ 特別給 0.05月分引上げ（支給月数 4.65月へ） ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴う教職調整額等の改定	妥当
R8. 2. 18 (2月定例会)	名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正	・ 地域手当の支給割合の改定等にかかる規定の整備 ・ 部長級以上の給料表及び昇給の見直しにかかる規定の整備 ・ 勤勉手当の基礎額の見直しにかかる規定の整備 ・ 管理職員特別勤務手当の支給要件拡大にかかる規定の整備等	妥当

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和7年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
R7. 5. 23	次の基準を満たす職員（再任用職員及び臨時的任用職員を含む。） 令和7年6月1日から令和7年9月30日までの間における在職期間が ①108日以上 ②93日以上108日未満 ③62日以上93日未満 ④31日以上62日未満 ⑤16日以上31日未満 ⑥16日未満	酷暑期における職員の保健及び元氣回復を図るため、令和7年6月1日から同年11月30日までの期間に、①の職員には5日、②の職員には4日、③の職員には3日、④の職員には2日、⑤の職員には1日、臨時休暇を与える。⑥の職員の臨時休暇は0日とする。（半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。）

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
R7. 8. 5	消防局消防部担当課長（指令管制等）及び消防局消防部指令課に属する者（所属長が指定する者に限る。）	研修等の時間に応じた柔軟な働き方を可能とするため、新たに勤務時間の割振りを行うもの
R8. 2. 24	緑消防署警防地域第一課及び第二課に属する者（所属長が指定する者に限る。）	昼間時間帯のみに稼働する昼間救急隊の増設に伴い、規定を整備するもの
R8. 3. 24	スポーツ市民局住民課に勤務する職員のうち、個人番号カードの臨時交付窓口における業務に従事する課長補佐、主任及び主事 子ども青少年局児童福祉センターに勤務する職員のうち、中央児童相談所相談課における児童の相談、指導、家庭復帰若しくは心理学的判定又は児童虐待に関する業務に従事する者	マイナンバーカードサービスコーナーの開庁日時に対応するため、新たに勤務時間の割振りを行うもの 休憩時間を45分とする新たな勤務時間の割振りを行うもの

(2) 職員の給与に関する条例関係

ア 給料の調整額の承認

(根拠規定 地公法第24条第5項、職員の給与に関する条例第6条の2第2項)

承認年月日	内 容
R8. 2. 10	教育職給料表(2)の職務の級4級の職員に同表備考第2項の規定の適用を受けることとしたことに伴い、同表備考第2項の規定の適用を受ける職務の級4級の職員の調整基本額を定めるもの。

イ 管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

承認年月日	対 象	内 容
R8. 3. 25	行政職給料表等の適用を受ける職員	管理職手当の額の改正
		任用段階
		区分
		額
		局長級
		2 種
		133, 000
		部長級
		3 種
		118, 000
		4 種
		107, 000
		課長級
		5 種
		97, 000
		6 種
		77, 000
		7 種
		69, 000
		8 種
		58, 000
	暫定再任用職員	管理職手当の額の改正
		任用段階
		区分
		額
		局長級
		2 種
		95, 000
		部長級
		3 種
		85, 000
		4 種
		70, 000
		課長級
		5 種
		64, 000
		6 種
		47, 000
		7 種
		43, 000
		8 種
		38, 000
	西部地域療育センター担当課長	8 種
	教育委員会事務局内部部局担当局長	2 種
	教育委員会事務局幼稚園園長	12 種

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
国民体育大会等に選手等として参加	15

6 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び市長に同時に報告するものとされる。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、報告にあわせて適当な勧告をすることができる(地公法第26条)。

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない(地公法第24条第2項)。本委員会は、令和7年4月現在における名古屋市職員の給与実態調査及び企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち259事業所を対象とした職種別民間給与実態調査を実施するとともに、物価及び生計費等職員の給与決定に関わる諸条件について調査研究を行った。

そして、令和7年9月5日、地公法の規定に基づき、調査研究の結果を市会議長及び市長に報告するとともに、公民給与の較差を解消するため、月例給及び期末・勤勉手当の引上げについて勧告した。その概要は次のとおりである。

○ 給与勧告のポイント

◆34年ぶりとなる3%超えのベースアップ

◆人事院の勧告を踏まえ、本市の実情に応じて給料表を引上げ

→(人事院)初任給を大幅に引上げ。若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ

◆月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに4年連続で引上げ

◆官民給与の比較方法を見直し

→比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に

1 給与較差

① 月例給

民間の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)
413,930円	400,397円	13,533円 (3.38%)

(平均年齢 40.9歳 平均勤続年 16.1年)

② 期末・勤勉手当(ボーナス)

民間支給割合(A)	本市職員支給割合(B)	較差(A)-(B)
4.64月分	4.60月分	0.04月分

2 給与勧告の内容

① 民間給与との較差13,533円(3.38%)を解消するため給料表の引上げ

【令和7年4月1日実施】

② 期末・勤勉手当(ボーナス)を0.05月分引上げ

【条例公布の日から実施】

※ 地域手当を15%から12%に引下げ、同率を基本に給料表を引上げ

【令和 9 年度までに実施】

※ 初任給調整手当及び通勤手当について、所要の改定

【令和 7 年 4 月 1 日実施】

【参考】改定による平均年間給与の差額（試算）

改 定 前 (A)	改 定 後 (B)	差 額 (B) - (A)
6,646,590 円	6,891,935 円	245,345 円 (3.69%)

(注) 民間給与との比較対象となる職員 (9,424 人) による試算であり、共済費等を含まない。

○所要見込み額約 60.6 億円 (給与勧告の対象となる職員 24,710 人による試算)

【参考】本市と国の給与勧告の状況

年	名古屋市			国		
	月例給	期末手当及び勤勉手当 (ボーナス)		月例給	期末手当及び勤勉手当 (ボーナス)	
	勧告率 (%)	勧告内容 (月)	年間支給割合 (月)	勧告率 (%)	勧告内容 (月)	年間支給割合 (月)
平成 28 年	△0.18	0.165(※)	4.30	0.17	0.10	4.30
平成 29 年	0.09	0.10	4.40	0.15	0.10	4.40
平成 30 年	(0.02)	0.05	4.45	0.16	0.05	4.45
令和元年	(△0.02)	0.05	4.50	0.09	0.05	4.50
令和 2 年	△0.24	△0.05	4.45	(△0.04)	△0.05	4.45
令和 3 年	(△0.03)	△0.15	4.30	(0.00)	△0.15	4.30
令和 4 年	0.12	0.10	4.40	0.23	0.10	4.40
令和 5 年	1.06	0.10	4.50	0.96	0.10	4.50
令和 6 年	2.81	0.10	4.60	2.76	0.10	4.60
令和 7 年	3.38	0.05	4.65	3.62	0.05	4.65

(注)1 勧告率の「()」は、較差が極めて小さいため較差解消を行っていない。

2 平成 28 年 4 月に期末・勤勉手当の支給月数が 0.065 月引き下げられており、平成 28 年 4 月時点の年間支給割合は 4.135 月であった。(※)

3 公務運営における課題

(1) 人材の確保

ア 採用手法の見直し

- ・ テストセンター方式は、日程や会場の選択に関する受験者の自由度が高まり、利便性の向上が期待される。受験機会の拡大を図る上でも、C B T 方式（オンライン試験）の導入が必要

- ・ 技術系職種については、専門試験を課さない試験区分の新設や、受験可能年齢の引き下げ、高等専門学校生を対象とした試験区分の新設など、国や他の地方公共団体でも採用手法の見直しが進められており、本市においても、採用手法の更なる見直しが必要

イ 処遇改善と環境整備

- ・ 人材獲得競争が厳しい技術系職種においては、処遇改善の重要度は一層高く、早急な対応が必要。転職者層についても、今年度の試験制度の見直しに合わせて初任給水準の改善を行ったが、引き続き検討が必要
- ・ ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、主体的なキャリア形成の支援、個の特性に応じた人事配置が一層求められている。戦略的人事を実現するため、人事情報の一層の活用に向けて、人事制度・運用の見直しや、タレントマネジメントシステムの導入も検討が必要

ウ 公務の魅力発信

- ・ 「選ばれる」市役所となるために、公務における本市ならではの魅力発信が重要。職務の使命や理念等を明確化した「人材育成ポリシー」等も踏まえた上で、仕事を通じた社会への貢献や成長に関する価値を、各局区室と連携しながら、具体的に発信することが必要
- ・ 若年層及び子育て世代に対しては、就職、結婚、出産、子育て等ライフスタイルの変化により、住む場所や働く場所について検討する機会が多いことから、シティプロモーションの取組と連携した情報発信が重要

(2) 人材の育成・活用

ア 昇任意欲の向上

- ・ 本市の課長補佐昇任選考の昨年度の受験率は5.5%で依然として低下が続いており、男女別では、男性の7.8%に対し女性は2.3%と低い。役職者をめざす女性職員が少ないことは大きな課題であり、本年3月に策定された「名古屋市職員の女性活躍・子育て支援プログラム」に掲げる取組を着実に推進することが必要
- ・ 職員意識調査の結果から、昇任すると業務量の負担が重くなるイメージがあることがうかがえる。職員の業務負担について実態を把握し、昇任後も、必要な時には休暇や職免等を取得できる、業務フォロー体制が整った働きやすい職場環境づくりが必要
- ・ 本委員会は、今年度から昇任基準年数の短縮や択一式試験の資格試験化を実施したが、改正後の制度について更なる周知や効果の検証を行うことが必要。その上で、資格試験と昇任選考の意義や在り方について任命権者と検討していくことが必要
- ・ 職員が実感できるほどに、役職者の仕事のやりがいや魅力を高め伝えるとともに、不安の解消や負担の軽減を図るなど、役職者になりたいと思えるような取組が必要
- ・ 職員の属性に応じた昇任意欲低迷の原因を把握・分析した上で、人材育成の手法や、役職者のポストの増設、適正配置による業務負担の分散、処遇の見直し等の検討を実施し、様々な制度や職場における課題の解決を図りつつ、職員一人ひとりに対し、一定の経験を積んだ後は上位の職責にステップアップしていくことの意識啓発を行うことが必要

イ 主任級制度・推薦型昇任制度の活用

- ・ 課長補佐の補佐・係員の総括という主任級の職責の浸透状況を検証し、職場での役割を明確に打ち出すとともに、所属ごとの業務状況等を踏まえた配置の検討が必要
- ・ 自局区室内の昇任が基本であるなどの推薦型昇任制度の特色を一層周知するほか、昇任意欲を高める研修の実施や推薦対象となるまでの年数等の運用の見直しについても検討が必要

ウ 高齢層職員の活用

- ・ 高齢層職員の知識・技術・経験を最大限発揮することは不可欠であり、効果的な配置ができていないか等に常に留意し、引き続き環境整備に取り組むことが必要

(3) 職務・職責に応じた給与体系

- ・ 昨年、人事院は、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）を示し、係長級以上の職員を対象として、職務や職責に応じた給与上昇を確保する等の観点から、俸

給体系の抜本的な見直しを行った。また、本年も、職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等について述べた。役割に見合った処遇を確保することは、昇任意欲の観点からも不可欠であるため、国家公務員の給与制度を基本とし、その上で本市の実情等を踏まえ、本市においても、早急に職務や職責をより重視した給与体系とすることが必要

(4) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

- ・ 長時間労働の是正のため、職員の勤務時間を適切に把握した上で、超過勤務の要因の整理、分析、検証、超過勤務の縮減に向けた適切な対策等を行うことが必要
- ・ 管理職員は、業務改善、業務の平準化等に取り組み、業務量に応じた人員の確保に努めるなど、必要とされる有効な対策を講じ、超過勤務命令が上限時間等を超えることが継続することのないようにすることが必要

イ ハラスメントの防止

- ・ 職員一人ひとりがハラスメントに関する正しい知識を持ち、自らの言動等がハラスメントとならないよう留意し、コミュニケーションを図ることが必要
- ・ ハラスメントで悩んだ場合に、本人の希望や悩みに応じて適切な相談先に安心して相談できるよう、各種相談先や相談したこと等による不利益取扱いが禁止されていることを周知することが必要
- ・ カスタマーハラスメントについては、実態を詳細に把握するとともに、基本的な対策方針の策定や意識啓発等、具体的な対策を推し進めることが必要

ウ 職員のメンタルヘルス対策

- ・ 職員のメンタルヘルス不調による休職者数は増加傾向にあり、要因・状況等の分析を行いながら適切かつ効果的にメンタルヘルス対策を推進するとともに、管理職員がラインによるケアを適時適切に行えるよう教育研修や情報提供の充実等の取組を引き続き積極的に行うことが必要
- ・ カスタマーハラスメントに係るストレスケアについても対応が必要

(5) 公務員倫理

- ・ 公務以外の分野で経験を積んできた人材を任期付職員として採用する場合には、より実効性のある公務員倫理に関する研修等を実施することが必要
- ・ 全ての職員が本市で不祥事が相次いでいる事態を重く受け止め、法令を遵守し、公務員としての高い倫理観と責任感を持ち、職務に専念することが必要

4 給与勧告実施の要請

給与勧告制度が、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保し、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与してきた役割を理解され、勧告どおり実施されるよう要請

7 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置の要求

ア 措置要求の概要

職員から、地公法第 46 条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行う。

イ 措置要求の件数（令和 3 年度から令和 7 年度まで）

年 度		R3			R4			R5			R6			R7		
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
事 案 数		2	1	3	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	2
審 査 結 果	却 下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判 定	受理後の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		棄却	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
		認容	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1

ウ 措置要求の処理状況

	事案番号	要求者	要求事項	受付日	審 査 結 果				取 下 げ	係 属 状 況
					却 下	判 定				
						受理後 の却下	棄 却	認 容		
前 年 度 か ら 係 属	令和 6 年 人委（措） 第 1 号	消防官	初任給の給 与額の回復 及び初任給 決定に係る 例規類の体 系的な整備	R6. 9. 2			R7. 7. 7			
令 和 7 年 度 新 規	令和 8 年 人委（措） 第 1 号	消防官	初任給決定 に係る例規 類の体系的 な整備及び 在職者調整 の実施	R8. 1. 8					○	

(2) 不利益処分についての審査請求

ア 審査請求の概要

職員から、地公法第 49 条の 2 の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、その事案について口頭審理等の方法により審査を行い、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

イ 審査請求の件数（令和 3 年度から令和 7 年度まで）

年 度			R3			R4			R5			R6			R7			
区 分			新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	
事 案 数			0	1	1	2	0	2	1	2	3	1	1	2	4	1	5	
審 査 結 果	却 下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	裁 決	受理後 の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		承認	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0
		修正 ・取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ係属			0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0	1	4	1	5	

ウ 審査請求の処理状況

	事案番号	審査 請求人	処分 内容	受付 日	口頭審理・ 書面審理	審査結果					取下げ	係属 状況
						却下	裁 決					
							受理後の 却下	処分承認	処分修正	処分取消		
前年度から係属	令和7年 人委（審） 第1号	市立中学校 教員	口頭訓戒	R6.12.26	書面審理 12(9)							○
令和7年度新規	令和7年 人委（審） 第2号	市立小学校 教員	減給	R7.6.18	0							○
	令和7年 人委（審） 第3号	市立小学校 教員	降任	R7.6.18	0							○
	令和8年 人委（審） 第1号	消防官	減給	R8.1.26	書面審理 2(2)							○
	—	市立小学校 教員	休職	R8.2.12	0							○

※口頭審理・書面審理の（ ）は、令和7年度実施分

(3) 訴訟

ア 概要

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求（以下「措置要求等」という。）の判定・裁決等（以下「判定等」という。）については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、判定等の取消しの訴えを提起することが可能である。

人事委員会の権限に属する訴訟事務について、迅速かつ難易度等に応じた柔軟な対応を行うために、名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則により、事務局長にその事務を委任している。

イ 措置要求等の判定等に係る取消請求事件の件数（令和 3 年度から令和 7 年度まで）

年 度		R3			R4			R5			R6			R7		
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計
事 件 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
進 行 状 況	判 決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8 職員からの苦情の申出及び相談

(1) 制度の趣旨

職員の勤務条件その他の人事管理に係る苦情のうち、措置要求や審査請求に必ずしも至らないような事案に柔軟に対応することで、職員の不平・不満等を解消し、その結果として、職員の意欲を高め、公務能率の維持向上に資することを目的とした制度である。

なお、苦情の申出及び相談については、措置要求や審査請求よりも迅速に対応するため、職員からの苦情の申出及び相談に関する規則により、事務の全部を事務局長に委任している。

(2) 職員からの苦情の申出及び相談の件数（令和３年度から令和７年度まで）

年 度		R3			R4			R5			R6			R7		
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
処理事案数合計		12	0	12	14	0	14	9	0	9	9	2	11	19	0	19
内 訳	任用関係	2	0	2	4	0	4	3	0	3	2	0	2	3	0	3
	給与・旅費関係	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	2	0	2
	勤務時間・服務関係	2	0	2	2	0	2	3	0	3	1	1	2	5	0	5
	福利厚生関係	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執務環境関係	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	セクハラ・パワハラ・いじめ・嫌がらせ関係	7	0	7	1	0	1	2	0	2	4	1	5	0	0	0
	その他	0	0	0	3	0	3	1	0	1	1	0	1	7	0	7
処理 状況	完結事案	12	0	12	14	0	14	7	0	7	9	2	11	17	0	17
	翌年度へ係属	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	2

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である(地公法第 52 条第 1 項)。

職員団体は条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができる。登録は、職員団体の設立及び運営が自主的・民主的であることを人事委員会が確認し、公証するものである(地公法第 53 条)。

(1) 登録職員団体一覧

本委員会における職員団体の登録状況は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	構 成 員 の 範 囲	登録年月日
名古屋市教員組合	名古屋市における小中学校特別支援学校の教諭等	S 41. 10. 7
名古屋市立高等学校教員組合	市立高等学校教職員等	S 41. 10. 7
名古屋市職員労働組合	名古屋市に勤務する職員	S 41. 10. 7
名古屋市立幼稚園教職員組合	市立幼稚園教職員等	S 48. 1. 17
名古屋競輪組合職員労働組合	名古屋競輪組合職員	S 58. 5. 23
自治労名古屋市労働組合	名古屋市に勤務する職員	H 1. 10. 20
名古屋市教職員労働組合	名古屋市立小中学校、養護学校に勤務する教職員	H 6. 4. 8
がっこうコミュニティユニオン・なごや	名古屋市の公立学校の教職員	H 25. 3. 18

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(2) 登録事項の変更

職員団体の規約改正、役員の選任及び解任等を行った場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならない(地公法第 53 条第 9 項)。令和 7 年度、変更登録を行った職員団体は、次のとおりである。

変更年月日	職 員 団 体 名	変 更 内 容
R7. 4. 8	名古屋市立幼稚園教職員組合	役 員 の 変 更
R7. 4. 9	自治労名古屋市労働組合	役 員 の 変 更
R7. 6. 5	名古屋市教職員労働組合	役 員 の 変 更
R7. 8. 5	名古屋市職員労働組合	役 員 の 変 更

10 労働基準監督機関としての職権行使等

労基法及び安衛法等の労働基準関係法令は、職務の特殊性から一部が適用除外されているが、原則として地方公務員である職員に対しても適用され、職員の勤務条件を決定する際の基本的な基準として、また、職員の安全と健康を確保するための規定として重要な役割を果たしている。

(1) 号別区分

職員に関して、労基法及び安衛法等の法令を適用する場合における労働基準監督機関の職権は、労基法別表第一の事業区分の別により人事委員会(又はその委任を受けた人事委員会の委員)又は労働基準監督署が行うものとされている(地公法第 58 条第 5 項)。

各事業場の号別区分は、その事業内容に基づき、名古屋市人事委員会と愛知労働局とで協議して決定している。令和 7 年度に新たに号別区分が決定された事業場はなかった。

本市における事業場の号別区分状況は次のとおりである。(地公法第 58 条第 5 項、労基法別表第一)

○人事委員会が職権行使する事業場

号別区分	事業内容	事業場数	事業場名
第 12 号	教育・研究	436	市政資料館 工業研究所 環境科学調査センター 衛生研究所(業務課を除く) 救急救命研修所 消防学校 野外教育センター2 教育支援センター 見晴台考古資料館 鶴舞中央図書館 図書館 5 博物館 蓬左文庫 秀吉清正記念館 美術館 科学館 教育センター 小学校(給食調理場を除く) 260 中学校 114 高等学校 14 特別支援学校(給食調理場を除く) 6 幼稚園 20
官 公 署 (第 1 号から第 15 号に掲げる事業を除く。)		85	市長部局本庁 13 東京事務所 市税事務所 3 収納管理・特別徴収事務センター 市民活動推進センター なごや人権啓発センター 文化センター2 中央卸売市場本場 中央卸売市場北部市場 中央卸売市場南部市場 名古屋城総合事務所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 動物愛護センター 児童福祉センター(中央児童相談所一時保護所、中央療育センター及びくすのき学園を除く) 西部児童相談所(一時保護所を除く) 東部児童相談所(一時保護所を除く) ささしまライブ 24 総合整備事務所 都市整備事務所 2 東山総合公園(東山動物園及び東山植物園を除く) 消防局本庁 本部機動部隊 消防航空隊 消防署 16 区役所(保健福祉センター(福祉部を除く)を除く) 16 上汐田教育集会所 区役所支所 6 農業委員会事務局 市選挙管理委員会事務局 監査事務局 人事委員会事務局 教育委員会事務局 本庁 学校事務センター 市会事務局

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

○労働基準監督署が職権行使する事業場

号別 区分	事業内容	事業 場数	事業場名
第1号	製造・加工・水道	—	(上下水道局所管事業場) 小学校・特別支援学校給食調理場
第3号	土木・建築	17	ポンプ施設管理事務所 土木事務所 16
第4号	貨客運送	—	(交通局所管事業場)
第6号	農 林	1	東山植物園
第7号	畜産・養蚕・水産	1	東山動物園
第13号	保 健 衛 生	111	精神保健福祉センター 厚生院 衛生研究所業務課 食品衛生検査所 食肉衛生検査所 保育園 81 児童福祉センター中央児童相談所一時保護所 児童福祉センター中央療育センター 児童福祉センターくすのき学園 西部児童相談所一時保護所 東部児童相談所一時保護所 ひばり荘 玉野川学園 あけぼの学園 西部地域療育センター 区役所保健福祉センター (福祉部を除く) 16
第15号	焼却・清掃・と畜	23	環境事業所 16 処分場 環境局工場 5 八事霊園・斎場管理事務所

(令和8年4月1日現在)

(2) 性能検査等

危険な作業を必要とする機械等による労働災害を防止するために、安衛法、ボイラー則、クレーン則等の規定に基づき行われた性能検査等の報告を受理した。

内容 \ 種類	ボイラー	第一種圧力 容 器	クレーン	ゴンドラ	計
性 能 検 査	5 件	11 件	2 件	6 件	24 件
設 置 届	—	—	—	—	—
設 置 報 告	—	—	—	—	—
使 用 再 開 検 査	—	—	—	—	—
落 成 検 査	—	—	—	—	—
変 更 届	—	—	—	—	—
変 更 検 査	—	—	—	—	—
休 止 報 告	—	—	—	2 件	2 件
廃 止 報 告	—	—	—	—	—
計	5 件	11 件	2 件	8 件	26 件

(参考)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況

性能検査を必要とするボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況は次のとおりである。なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が検査を実施している(安衛法第41条)。

ア ボイラー

設 置 場 所	基数	設 置 場 所	基数
市 役 所 東 庁 舎	2	千 種 図 書 館	1
中央卸売市場南部市場	2	市 役 所 西 庁 舎	2
		計	7

イ 第一種圧力容器

設 置 場 所	基数
市 役 所 東 庁 舎	2
伏 見 ラ イ フ プ ラ ザ	2
中央卸売市場南部市場	5
衛 生 研 究 所	2
計	11

ウ クレーン

設 置 場 所	基数
工 業 研 究 所	1
消 防 局	1
計	2

エ ゴンドラ

設 置 場 所	基数
中 央 卸 売 市 場 本 場	1
中 土 木 事 務 所	1
中 消 防 署	4
計	6

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(3) 解雇予告除外認定

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしないときは、30 日分以上の平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければならない。

ただし、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、その事由につき労働基準監督機関の認定を受けたときは、解雇予告は要せず、また、解雇予告手当を支払うことも要しない(労基法第 20 条第 1 項及び第 3 項)。令和 7 年度は、4 件の解雇予告除外認定申請に対し、令和 7 年 6 月 26 日、同年 10 月 9 日、同年 10 月 30 日、令和 8 年 2 月 24 日に認定を行った(参考：令和 6 年度申請 1 件、認定 1 件)。

(4) 事業場調査

職員の労働条件及び安全衛生について適正化を推進するため、人事委員会が労働基準監督機関として職権行使を行う本市の事業場について、労基法及び安衛法違反の有無等について調査し、違反等がある場合には是正の指導を行う。

令和 7 年度は人事委員会が職権行使を行う 527 事業場から 132 事業場を選出して書面調査を行った。その結果、必要に応じ実地調査を行い、労基法及び安衛法の違反等の状況が確認された事業場に対し、是正の指導等を行った。

また、前々年度に是正の指導等を行った事業場に対しても、改善状況の調査を行い、再度違反等の状況が確認された場合に、是正の指導等を行った。

11 職員の退職管理について

職員は、再就職者から禁止される要求又は依頼（働きかけ）を受けたときは、人事委員会にその旨を届け出なければならない（地公法第 38 条の 2 第 7 項）。

届出を受けた人事委員会は、再就職者が働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがあると思料するときには、任命権者へ調査を要求することができ（地公法第 38 条の 5）、当該違反行為について、任命権者が調査を実施する際は、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和 7 年度は、再就職者から働きかけを受けた場合の届出はなかった。

12 任 用

(1) 試験等の概要

地公法第15条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用<別表1～3、7～19>、昇任<別表4～6、20～24>及び転任<別表25、26>を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第1類採用試験<別表7、8>

実施状況について、申込者数は4,584人で、受験者数3,553人に対して、合格者数は829人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数1,319人の増加、受験者数1,025人の増加、合格者数74人の減少となっており、倍率は4.3倍であった。

このうち、行政職事務は、受験者数2,763人に対して601人の合格者を出し、倍率は4.6倍となっており、また、行政職技術は、受験者数187人に対して107人の合格者を出し、倍率は1.7倍であった。

追加募集については、申込者数は46人で、受験者数41人に対して合格者数は20人であり、倍率は2.1倍であった。

イ 第2類採用試験<別表9>

実施状況について、申込者数は534人で、受験者数368人に対して、合格者数は57人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数14人の減少、受験者数13人の減少、合格者数は68人の減少となっており、倍率は6.5倍であった。

ウ 免許資格職採用試験<別表10、11>

実施状況について、申込者数は285人で、受験者数207人に対して、合格者数は102人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数60人の増加、受験者数40人の増加、合格者数22人の増加となっており、倍率は2.0倍であった。

追加募集については、申込者数は57人で、受験者数50人に対して合格者数は23人であり、倍率は2.2倍であった。

エ 就職氷河期世代採用試験

本試験は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代を対象として実施してきたが、既存の採用試験等で採用に積極的に取り組むこととし、令和6年度を最後に廃止した。

オ 職務経験者採用選考^{注)}<別表12、13>

実施状況について、申込者数は595人で、受験者数431人に対して合格者数は25人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数193人の減少、受験者数145人の減少、合格者数93人の減少となっており、倍率は17.2倍であった。

追加募集については、申込者数は4人で、受験者数3人に対して合格者数は3人であり、倍率は1.0倍であった。

注) 令和7年度に、採用競争試験から採用選考に改正。

カ 行政実務経験者採用選考^注＜別表 14＞

実施状況について、申込者数は 26 人で、受験者数 26 人に対して合格者数は 6 人であり、倍率は 4.3 倍であった。

注) 行政機関で職責を果たす中で培ってきた、豊かな実務経験・積極的な行動力・強い向上心を有し、リーダーシップを発揮しながら即戦力として活躍できる人材を確保するために、令和 7 年度に新設。

キ 障害者を対象とした採用選考＜別表 15＞

実施状況について、申込者数 126 人で、受験者数 94 人に対して合格者数は 6 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 23 人の増加、受験者数 11 人の増加、合格者数 1 人の増加となっており、倍率は 15.7 倍であった。

ク 採用選考（人事委員会分）＜別表 16＞

実施状況について、行政職をはじめ 2 職種について 8 回実施し、受験者数 14 人に対して合格者数は 9 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数は 10 人の減少、合格者数は 4 人の減少であった。

ケ 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））＜別表 17＞

実施状況について、医事職をはじめ 6 職種について 17 回実施し、受験者数 602 人に対して合格者数は 169 人であった。すべて任期の定めのない職員に係る採用選考であり、昨年度と比べると、受験者数 49 人の減少、合格者数は 3 人の減少であった。

コ 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））＜別表 18＞

実施状況について、採用選考は 1,550 回実施し、当初受験者数 13,216 人に対して合格者数は 10,870 人であった。

サ 採用選考（人事委員会承認分）＜別表 19＞

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 7 件であり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 7 件であった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 0 件であった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験＜別表 20＞

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 122 人に対して最終合格者数は 11 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数 17 人の減少、最終合格者数は 3 人の減少となっており、倍率は昨年度の 9.9 倍から 11.1 倍に上昇した。

イ 課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験・主任転任試験＜別表 21＞

課長補佐昇任選考と課長補佐転任試験とを併せて、受験者数 580 人に対して最終合格者数は 185 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数 11 人の減少、最終合格者数は 39 人の減少となっており、倍率は昨年度の 2.6 倍から 3.1 倍に上昇した。

このうち、行政職事務は、受験者数 271 人に対して最終合格者数は 121 人、倍率は 2.2 倍であった。

主任転任試験は、受験者数 2 人に対して最終合格者数は 1 人、倍率は 2.0 倍であった。

ウ 消防職課長補佐昇任選考（推薦型）＜別表 22＞

実施状況について、候補者 2 人に対して合格者数は 2 人であった。

エ 課長補佐昇任選考（推薦型）＜別表 23＞

実施状況について、候補者 31 人に対して合格者数は 31 人であった。

オ 資格試験＜別表 24＞

受験者数 923 人に対して合格者は 545 人、倍率は 1.7 倍であった。

このうち、行政職事務は、受験者数 578 人に対して合格者は 385 人、倍率は 1.5 倍であった。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験＜別表 25＞

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 56 人で、受験者数 56 人に対して合格者数は 5 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 7 人の増加、受験者数 8 人の増加、合格者数 2 人の減少であった。

イ 転任承認＜別表 26＞

申請者数 8 人に対して承認者数は 8 人であり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 3 人の増加であった。

(5) 条件付採用期間の延長

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 0 件であった。

<別表 1>試験実施日程

(1) 第 1 類採用試験（春実施）

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	行政 [22歳から25歳]	3/3(月)	3/3(月) ゝ 3/24(月)	4/20(日)	個別面接① 5/24(土) ゝ 6/6(金)	7/22(火)
	行政 (教養型) [22歳から25歳]				個別面接② 6/21(土) ゝ 7/4(金)	
	行政 (プレゼンテーション型) [22歳から25歳]				個別面接① 5/24(土) ゝ 5/30(金)	6/27(金)
	情報 [22歳から25歳]				個別面接② 6/14(土) ゝ 6/20(金)	
技術	土木 [22歳から25歳]	3/3(月)	3/3(月) ゝ 3/24(月)	4/20(日)	5/24(土) ゝ 5/30(金)	6/6(金)
	建築 [22歳から25歳]					
	機械 [22歳から25歳]					
	電気 [22歳から25歳]					

注) 令和 7 年 5 月 9 日（金）結果発表

(2) 第 1 類採用試験（春実施（社会人枠））

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	行政 [26歳から39歳]	3/3(月)	3/3(月) ゝ 3/24(月)	4/20(日)	個別面接① 5/24(土) 5/25(日) 5/31(土) 6/1(日)	7/22(火)
	情報 [26歳から39歳]					
技術	土木 [26歳から39歳]					
	建築 [26歳から39歳]					
	機械 [26歳から39歳]					
	電気 [26歳から39歳]				個別面接② 6/28(土) 6/29(日) 7/5(土) 7/6(日)	

注) 令和 7 年 5 月 9 日（金）結果発表

(3) 第1類採用試験（夏実施）

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	社会福祉	4/17(木)	4/21(月) } 5/12(月)	6/15(日)	7/19(土) } 7/27(日)	8/20(水)
	心理					
技術	応用化学					
	造園					
研究 (応用化学・電子・薬学)						
学校事務						
消防						

注) 令和7年6月27日(金) 結果発表

(4) 第1類採用試験（秋実施）

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	行政 [26歳から39歳]	6/20(金)	7/1(火) } 7/31(木)	9/28(日)	個別面接① 10/25(土) 10/26(日) 11/1(土) } 11/3(月)	12/12(金)
技術	土木 [26歳から39歳]				個別面接② 11/22(土) } 11/24(月) 11/29(土) 11/30(日)	
	建築 [26歳から39歳]					
	機械 [26歳から39歳]					
	電気 [26歳から39歳]					

注) 令和7年10月10日(金) 結果発表

(5) 第1類採用試験（追加募集）

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
技術	土木 [22歳から25歳]	10/20(月)	10/20(月) } 11/17(月)	11/26(水) } 12/8(月)	1/17(土) 1/18(日) 1/24(土) 1/25(日)	2/6(金)
	建築 [22歳から25歳]					
	機械 [22歳から25歳]					
	電気 [22歳から25歳]					
	土木 [26歳から39歳]					
	建築 [26歳から39歳]					
	機械 [26歳から39歳]					
	電気 [26歳から39歳]					

注) テストセンター方式による SPI3 受検。令和7年12月19日（金）結果発表

(6) 第2類採用試験

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
事務	行政	6/20(金)	7/1(火) ∟ 7/31(木)	9/28(日)	10/24(金) ∟ 11/7(金)	11/14(金)
技術	土木					10/31(金)
	建築					
	機械					
	電気					
学校事務					11/14(金)	
消防						

注) 令和7年10月10日（金）結果発表

(7) 免許資格職採用試験

試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注1)}	第2次試験	合格 発表日
衛生	4/17(木)	4/21(月) } 5/12(月)	6/15(日)	7/19(土) } 7/27(日)	8/20(水)
管理栄養					
保育Ⅰ				7/19(土) } 7/21(月)	
保育Ⅱ					
獣医				7/12(土) 7/13(日)	7/22(火)

注) 令和7年6月27日(金)結果発表

(8) 免許資格職採用試験(追加募集)

試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注1)}	第2次試験	合格 発表日
衛生	10/20(月)	10/20(月) } 11/17(月)	11/26(水) } 12/8(月) ^{注2)}	1/17(土) 1/18(日) 1/24(土) 1/25(日)	2/6(金)
獣医					
保育Ⅰ			11/30(日)		

注1) 令和7年12月19日(金)結果発表

注2) テストセンター方式によるSPI3受検

(9) 職務経験者採用選考

試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注1)}	第2次試験 ^{注2)}	第3次試験	合格 発表日		
事務	行政	6/20(金)	7/1(火) ∟ 7/31(木)	9/28(日)	10/25(土) 10/26(日) 11/1(土) ∟ 11/3(月)	11/22(土) ∟ 11/24(月)	12/12(金)		
	社会福祉								
	心理								
技術	土木								
	建築								
	機械								
	電気								
学校事務									
保育Ⅰ							11/1(土) ∟ 11/3(月)	—	11/14(金)
保育Ⅱ									

注1) 令和7年10月10日(金)結果発表

注2) 令和7年11月14日(金)結果発表(保育Ⅰ・Ⅱを除く)

(10) 職務経験者採用選考(追加募集)

試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
衛生	10/20 (月)	10/20(月) ∪ 11/17(月)	11/26(水) ∪ 12/8(月)	1/17(土) 1/18(日) 1/24(土) 1/25(日)	2/6(金)
獣医					

注) テストセンター方式によるSPI3受検。令和7年12月19日(金)結果発表

(11) 行政実務経験者採用選考

試験区分			試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注)}	第2次試験	合格 発表日
課長 補佐級	事務	行政	8/13(水)	8/13(水) ∟ 9/1(月)	書類選考	11/22(土) ∟ 11/24(月)	12/12(金)
	技術	土木					
		建築					
		機械					
		電気					
主任級	事務	行政					
	技術	土木					
		建築					
		機械					
		電気					

注) 令和7年10月10日(金)結果発表

(12) 障害者を対象とした採用選考

試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験 ^{注1)}	第2次試験 ^{注2)}	第3次試験	合格 発表日
行政	8/13(水)	8/13(水) ∟ 9/1(月)	10/19(日)	11/15(土)	12/7(日)	12/19(金)

注1) 令和7年10月31日(金)結果発表

注2) 令和7年11月28日(金)結果発表

＜別表 2－1＞第 1 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方（社会福祉、心理、応用化学、造園、研究、学校事務、消防以外） ・昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ・平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
心理	下記のいずれかに該当する方 ・学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの方 ・公認心理師となる資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得する見込みの方 ・臨床心理士となる資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得する見込みの方 ・学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した方又は令和8年3月31日までに修了する見込みの方 ・外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの方
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす方 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-2> 第 1 類採用試験（社会人枠）受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・ 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 令和7年度 春実施試験 第1類[大学卒業程度・26歳から39歳]採用試験を受験していない方（秋実施試験を受験する場合） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
情報	申込時に次の試験のいずれかに合格済の方 ・ 基本情報技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システム監査技術者試験

<別表 2-3> 第 1 類採用試験受験資格(追加募集)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・ 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ・ 平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 ・ 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

<別表 2-4> 第 2 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込の方を除く。 (2) 次のいずれにも該当しない方 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす方 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-5> 免許資格職採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ・平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 ・昭和61年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方（保育Ⅰ・Ⅱのみ） (2) 次のいずれにも該当しない方 ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方
獣医	獣医師の免許を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方

保育 Ⅰ・Ⅱ	保育士の資格を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方又は令和8年3月31日までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込みの方

＜別表 2－6＞免許資格職採用試験受験資格(追加募集)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ・ 昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 ・ 平成16年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和8年3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 ・ 昭和61年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方（保育Ⅰのみ） (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方
獣医	獣医師の免許を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方
保育Ⅰ	保育士の資格を有する方又は令和8年3月31日までに有する見込みの方

＜別表 2－7＞職務経験者採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和39年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年（平成27年7月1日から令和7年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
社会福祉	令和7年6月30日以前に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している方
心理	次のいずれかに該当する方 ・学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの方 ・公認心理師となる資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得する見込みの方 ・臨床心理士となる資格を有する方又は令和8年3月31日までに取得する見込みの方 ・学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した方又は令和8年3月31日までに修了する見込みの方 ・外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの方
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要

建築	令和7年6月30日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方
保育Ⅰ・Ⅱ	(2)について、「保育所等(※)」における保育士としての職務経験を有する方 (※)「保育所等」とは、次の施設とする。 ・保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園 ・児童福祉法に定める児童の一時保護施設 ・児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

<別表2-8>職務経験者採用選考受験資格（追加募集）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和39年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年（平成27年10月1日から令和7年9月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

衛生	令和7年9月30日時点で食品衛生監視員の任用資格を有する方
獣医	令和7年9月30日時点で獣医師免許を有する方

<別表 2-9> 行政実務経験者採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 年齢要件 ア 課長補佐級 昭和39年4月2日以降に生まれた方。 イ 主任級 昭和39年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方。 (2) 職務経験 ア 課長補佐級 直近10年中（平成27年8月1日から令和7年7月31日まで）に国、都道府県又は政令指定都市における課長補佐級相当職以上の職務経験(※)が通算5年以上ある方。ただし、国又は同一の団体で3年以上継続して就業していた期間が必要。 イ 主任級 直近10年中（平成27年8月1日から令和7年7月31日まで）に国、都道府県又は政令指定都市における職務経験(※)が通算5年以上ある方。ただし、国又は同一の団体で3年以上継続して就業していた期間が必要。 ※ 通算可能な職務経験について ・「職務経験」とは、国家公務員又は地方公務員の正規職員として国又は同一の団体で週あたり30時間以上の勤務を1年（12か月）以上継続して就業していた期間のことをいう。 ・「正規職員」とは、期限の定めのないフルタイム勤務の職員を指す。臨時的任用職員や任期付職員等の期限の定めのある職員及び非常勤職員等のフルタイム勤務ではない職員は含まない。 ・「課長補佐級相当職以上の職務経験」とは、国、都道府県又は政令指定都市における課長補佐、係長及び主査など、国家公務員行政職俸給表（一）4級に相当する職以上の役職において、実務の中核として事業を推進するとともに、部下の育成・活用などを担う職務経験のことをいう。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者。 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員（教員を含む）ではない方 ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験可。

<別表 2-10> 障害者を対象とした採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和55年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方 (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方 なお、下記の手帳等は受験申込日及び各試験日において有効であることが必要 ア 身体障害者手帳 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（愛護手帳等） ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 エ 精神障害者保健福祉手帳 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

＜別表3＞試験内容

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	
第1類	事務	行政 [22歳から25歳]	教養試験 〈行政・行政(教養型)・情報の[22歳から25歳]〉 択一式、120分 知識分野:20問必須解答 知能分野:20問必須解答		
		行政(教養型) [22歳から25歳]			
		行政(プレゼンテーション型) [22歳から25歳]			
		行政 [26歳から39歳]			
		情報 [22歳から25歳]			
		情報 [26歳から39歳]			
		社会福祉			
		心理			
	技術	土木 [22歳から25歳]	職務能力試験 〈社会福祉・応用化学・造園・学校事務〉 択一式、60分、60問必須解答		個別面接
		建築 [22歳から25歳]			専門面接(研究のみ)
		機械 [22歳から25歳]			論文試験
		電気 [22歳から25歳]	〈行政(プレゼンテーション型) [22歳から25歳]・行政[26歳から39歳]・土木・建築・機械・電気の[22歳から25歳]及び土木・建築・機械・電気の[26歳から39歳]〉 択一式、70分		(行政(プレゼンテーション型) [22歳から25歳]及び行政・土木・建築・機械・電気の[26歳から39歳]以外)
		応用化学			
		造園			
		土木 [26歳から39歳]	専門試験(該当区分のみ) 〈行政[22歳から25歳]〉 択一式、120分、40問必須解答		体力検査(消防のみ)
		建築 [26歳から39歳]			
		機械 [26歳から39歳]			
		電気 [26歳から39歳]	〈情報[22歳から25歳]〉 択一式、120分、40問必須解答		身体検査(消防のみ)
		研究(応用化学、電子、薬学)	〈土木・建築・機械・電気の[22歳から25歳]〉 択一式、120分、30問必須解答		
		学校事務			
		消防			〈社会福祉・心理・応用化学・造園〉 択一式、120分、40問必須解答
	〈研究〉 択一式、60分、20問必須解答				
		資格加点(該当区分のみ) 〈土木・建築・機械・電気の[26歳から39歳]・社会福祉〉			

第1類 (追加募集)	技術	土木 [22歳から25歳]	適性検査 (SPI3) 基礎能力検査<テストセンター> 性格検査<自宅等で受検>	個別面接 専門面接 資格加算
		建築 [22歳から25歳]		
		機械 [22歳から25歳]		
		電気 [22歳から25歳]		
		土木 [26歳から39歳]		
		建築 [26歳から39歳]		
		機械 [26歳から39歳]		
		電気 [26歳から39歳]		

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第2類	事務	行政	教養試験 〈行政・学校事務・消防〉 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 〈技術〉 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 〈技術〉 択一式、120分、40問必須解答	個別面接 作文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
	学校事務			
	消防			

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	衛生	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 〈保育Ⅰ・Ⅱ以外〉 択一式、120分、40問必須解答 (ただし、衛生は一部選択解答) 〈保育Ⅰ・Ⅱ〉 択一式、90分、30問必須解答	個別面接 論文試験 ピアノ実技 (保育Ⅰのみ)
	獣医		
	保育Ⅰ		
	保育Ⅱ		
	管理栄養		
免許資格職 (追加募集)	衛生	適性検査 (SPI3) 基礎能力検査 〈テストセンター〉	

	獣医	性格検査〈自宅等で受検〉	個別面接 専門面接（保育Ⅰ以外） 論文試験 ピアノ実技 （保育Ⅰのみ）
	保育Ⅰ	教養試験 択一式、90分 知識分野：15問必須解答 知能分野：15問必須解答 専門試験 〈保育Ⅰ〉 択一式、90分、30問必須解答	

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
職務経験者	事務	行政	＜保育Ⅰ以外＞ 職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接	＜保育Ⅰ以外＞ 論文試験 プレゼンテーション
		社会福祉			
		心理			
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
	学校事務				
	保育Ⅰ	＜保育Ⅰ・Ⅱ＞ 職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答 専門試験 択一式、60分、20問必須解答			
保育Ⅱ	個別面接 プレゼンテーション				
職務経験者 （追加募集）	衛生	適性検査（SPI3） 基礎能力検査〈テストセンター〉	個別面接 専門面接	—	
	獣医	性格検査〈自宅等で受検〉			

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
障害者を 対象とした 採用選考	行政		教養試験 択一式、85分 知識分野・知能分野：25問必須解答 （作文試験は第1次試験日に実施するが、採点は第3次試験で行う）	面接試験	作文試験 面接試験

<別表4>昇任選考の方法及び受験資格等

1 資格試験

職 種	行政職、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、清掃職、動物飼育職、運輸職、守衛職、学校事務職
方 法	筆記試験(別表6-2参照)
実施時期	人事委員会がそのつど定める。
受験資格	1 令和7年6月1日時点において職務の級が2級以上であること。 2 資格試験を実施する職種及び区分で係員段階の職員（動物飼育職、運輸職及び守衛職においては、令和8年3月31日現在、年齢40歳以上かつ勤続17年以上の者を除く。）であること。 3 試験実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。

2 課長補佐昇任選考

任用段階	課 長 補 佐 段 階
職 種	行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、清掃職、動物飼育職、運輸職、守衛職、学校事務職
方 法	原則として、筆記試験(第1次試験及び第2次試験)(別表6-2参照)、口述試験(第2次試験)、経歴、人事評価についての書面審査
実施時期	人事委員会がそのつど定める。
受験資格	1 令和7年6月1日時点において職員昇任基準年数を満たしていること。(別表5参照) 2 人事評価の結果が良好であること。 3 令和8年3月31日現在において、職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職することとなる職員でないこと。 4 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 5 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 6 資格試験に合格していること又は資格試験を同じ年度に受験すること(消防職に属する者、主任段階の職にある者及びこれに類するものとして人事委員会が定める者を除く)。 7 その他 (課長補佐段階への昇任選考に係る資格要件については別表6-1参照)

<別表 5>職員昇任基準年数

職 種	学歴区分	新たに職員となった日の属する年度の 前年度の末日に おける年齢区分	主任以下段 階在職年数
行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、学校事務職	大学卒	31 歳未満	5 年
		31 歳以上 40 歳未満	4 年
		40 歳以上	3 年
	短大卒	—	7 年
	高校卒以下	—	9 年
薬剤職、獣医職	大学卒	—	3 年
清掃職、動物飼育職、運輸職、守衛職	—	—	9 年

(注) 主任以下段階在職年数の欄に掲げる数字は、職種ごとに課長補佐段階の職へ昇任するために必要とされる最短の在職年数を示す。

<別表 6-1>課長補佐昇任選考の種別及び資格要件

種 別	対象職種 ^(注1)	資 格 要 件
コースⅠ	A・B	・課長補佐昇任選考の受験資格を有する者(別表4参照、以下同じ。)のうち、他のコースに該当しない者 ・課長補佐転任試験 ^(注2) を受けようとする者
コースⅡ	A・B	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、コースⅢに該当せず令和8年3月31日現在、年齢40歳以上である者
コースⅢ	A	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和7年6月1日現在、主任段階の職にある者
	B	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和8年3月31日現在、年齢40歳以上かつ勤続17年以上の者 ^(注3)

(注)1. A及びBの職種はそれぞれ次のとおりとしている。

- A 行政職、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、清掃職及び学校事務職
- B 消防職、動物飼育職、運輸職及び守衛職

(注)2. 課長補佐転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の課長補佐の段階の職へ任命されるための試験をいい、課長補佐昇任選考と同時期に実施している。

(注)3. 消防職においては、別に任命権者が定める副課長補佐の職にある者又は消防吏員の階級等に関する規則に定める消防司令補の階級に10年以上在職していることを要する。

<別表 6-2>筆記試験の内容等

1 資格試験

試験科目	出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心とする	約 6 問	20 問	択一式	60 分	100 点
	地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心とする	約 4 問				
	事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市行政等	約 10 問				

2 課長補佐昇任選考（消防職除く）

- (1) 第 1 次試験受験者（行政職（事務）、薬剤職、栄養指導職、医療技術職、看護保健職（助産師・看護師）、守衛職、学校事務職）

ア コースⅠ及びコースⅡ

試験科目		出題内 容	問 題 数	形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	市政等に関する論文	課長補佐として必要な市政等に関する一般的知識	1 問	記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識	1 問	記述式	60 分	150 点

イ コースⅢ

試験科目		出題内容	問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識	1 問	記述式	60 分	200 点

- (2) 第 1 次試験受験者（行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、獣医職、衛生職、看護保健職（保健師）、清掃職、動物飼育職、運輸職）

ア コースⅠ及びコースⅡ

試験科目		出 題 内 容	問 題 数	形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	専 門 的 知 識	選考を行う職種における専門的知識	約 4 問	記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識	1 問	記述式	60 分	150 点

イ コースⅢ

試験科目		出題内 容	問 題 数	形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識	1 問	記述式	60 分	200 点

- (3) 第 1 次試験免除者及び第 2 次試験受験延期終了者

コースⅠ及びコースⅡ

試験科目		出題内容	問題数	形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識	1 問	記述式	60 分	200 点

3 消防職課長補佐昇任選考

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分	
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	20 問	択一式	60 分	100 点	
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問					
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問					
	専門的知識	選考等を行う職種における専門的 知識			約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識			1 問		記述式	60 分	100 点

イ コースⅡ

試験科目		出題内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	100 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	100 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

＜別表 7＞第 1 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政 (22 歳～25 歳)	979 人	861 人	507 人	242 人	3.6 倍
	行 政(教養型) (22 歳～25 歳)	680	573	305	125	4.6
	行 政 (プレゼンテーション型) (22 歳～25 歳)	327	261	166	55	4.7
	情 報 (22 歳～25 歳)	11	10	9	6	1.7
	社会福祉	91	60	49	27	2.2
	心 理	51	31	22	13	2.4
	行政 (26 歳～39 歳)	1,352	954	584	128	7.5
	情報 (26 歳～39 歳)	16	13	13	5	2.6
技術	土 木 (22 歳～25 歳)	58	47	44	34	1.4
	建 築 (22 歳～25 歳)	39	32	24	21	1.5
	機 械 (22 歳～25 歳)	13	9	7	5	1.8
	電 気 (22 歳～25 歳)	18	14	10	8	1.8
	応用化学	24	12	9	6	2.0
	造 園	23	16	14	7	2.3
	土木 (26 歳～39 歳)	29	19	9	8	2.4
	建築 (26 歳～39 歳)	14	9	5	4	2.3
	機械 (26 歳～39 歳)	20	15	10	6	2.5
	電気 (26 歳～39 歳)	19	14	12	8	1.8
研究 (応用化学)		6	3	3	1	3.0
研究 (電子)		4	3	3	0	—
研究 (薬学)		2	1	1	0	—
学校事務		256	161	61	26	6.2
消 防		552	435	239	94	4.6
計		4,584	3,553	2,106	829	4.3

＜別表 8＞第 1 類採用試験（追加募集）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
技術	土 木 (22 歳～25 歳)	3 人	3 人	3 人	1 人	3.0 倍
	建 築 (22 歳～25 歳)	3	3	2	0	—
	機 械 (22 歳～25 歳)	5	4	4	2	2.0
	電 気 (22 歳～25 歳)	2	2	2	2	1.0
	土木 (26 歳～39 歳)	15	15	13	8	1.9
	建築 (26 歳～39 歳)	5	4	4	2	2.0
	機械 (26 歳～39 歳)	4	4	3	2	2.0
	電気 (26 歳～39 歳)	9	6	5	3	2.0
計		46	41	36	20	2.1

＜別表 9＞第 2 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政	133 人	92 人	49 人	16 人	5.8 倍
技術	土 木	24	22	12	11	2.0
	建 築	1	1	0	—	—
	機 械	3	3	3	2	1.5
	電 気	4	1	1	1	1.0
学校事務		14	11	10	3	3.7
消 防		355	238	60	24	9.9
計		534	368	135	57	6.5

＜別表 10＞免許資格職採用試験

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
衛 生	37 人	24 人	17 人	13 人	1.8 倍
獣 医	4	3	3	2	1.5
保 育 I	169	140	123	80	1.8
保 育 II	13	8	7	5	1.6
管理栄養	62	32	14	2	16.0
計	285	207	164	102	2.0

＜別表 11＞免許資格職採用試験（追加募集）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
衛 生	38 人	33 人	30 人	17 人	1.9 倍
獣 医	3	2	2	0	—
保 育 I	16	15	13	6	2.5
計	57	50	45	23	2.2

＜別表 12＞職務経験者採用選考

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数(a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
事務	行 政	394 人	271 人	48 人	10 人	3 人	90.3 倍
	社会福祉	51	39	15	8	2	19.5
	心理	6	5	4	2	1	5.0
技術	土 木	10	9	9	5	3	3.0
	建 築	2	2	2	2	2	1.0
	機 械	14	11	7	5	4	2.8
	電 気	12	10	6	6	3	3.3
学校事務		94	72	31	10	3	24.0
保 育 I		8	8	4		4	2.0
保 育 II		4	4	2		0	—
計		595	431	128	48	25	17.2

＜別表 13＞職務経験者採用選考（追加募集）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
衛 生	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1.0 倍
獣 医	3	2	2	2	2	1.0
計	4	3	3	3	3	1.0

＜別表 14＞行政実務経験者採用選考

試験区分			申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
課長補佐級	事務	行 政	7 人	7 人	4 人	1 人	7.0 倍
	技術	土 木	0	0	—	—	—
		建 築	0	0	—	—	—
		機 械	1	1	1	1	1.0
		電 気	0	0	—	—	—
主任級	事務	行 政	13	13	6	2	6.5
	技術	土 木	1	1	1	1	1.0
		建 築	0	0	—	—	—
		機 械	2	2	2	0	—
		電 気	2	2	2	1	2.0
計			26	26	16	6	4.3

＜別表 15＞障害者を対象とした採用選考

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数(a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
行政	126 人	94 人	45 人	19 人	6 人	15.7 倍

＜別表 16＞採用選考(人事委員会分)

職 種	職種細分 (又は詳細)	受験者数	合格者数	選考回数
行政職	(総務局主事)	1 人	1 人	1 回
	(総務局付担当部長)	1	1	1
	(課長補佐(国への割愛派遣者))	2	2	2
	(技師)	1	1	1
	(主任(国への割愛派遣者))	1	1	1
医事職	医師(整形外科)	1	1	1
	医師(公衆衛生)	7	2	1
計		14	9	8

＜別表 17＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））

任命権者	採用を必要とする職		受験者数	合格者数	選考回数
	職 種	職種細分 (又は詳細)			
市長	医事職	医師	9人	5 人	3 回
	看護保健職	保健師	80	18	1
	労務職	技士	10	4	2
		業務技師	20	3	3
	清掃職	技士	142	30	1
教育委員会	学芸職	学芸員	70	7	3
交通局長	運輸職	運輸業務	254	97	3
		技術業務	17	5	1
計			602	169	17

＜別表 18＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））

任命権者	受験者数	合格者数	選考回数
市 長	8,746 人	7,071 人	1,240 回
市 会 議 長	47	27	3
教 育 委 員 会	3,287	2,766	223
選挙管理委員会	811	800	44
消 防 長	61	31	17
上 下 水 道 局 長	177	121	12
交 通 局 長	87	54	11
計	13,216	10,870	1,550

＜別表 19＞採用選考（人事委員会承認分）

採用／ 任期の更新	任命権者	職 種	申請件数	延人数	承認者数	承認回数
採用	市 長	行政職 (任期付職員)	3 件	3 人	3 人	3 回
		医事職 (任期付職員)	0	0	0	0
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	4	16	16	4
任期の更新	市 長	行政職 (任期付職員)	2	2	2	2
		医事職 (任期付職員)	3	3	3	3
		衛生職 (任期付職員)	1	1	1	1
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	1※	69	69	1

※スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一括申請。

＜別表 20＞消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験

種別	コースⅠ			コースⅡ			コースⅢ			計		
合格者 数等	受験 者数	合格 者数	倍 率	受験 者数	合格 者数	倍 率	受験 者数	合格 者数	倍 率	受験 者数	合格 者数	倍 率
区分	A (人)	B (人)	A/B (倍)	C (人)	D (人)	C/D (倍)	E (人)	F (人)	E/F (倍)	G (人)	H (人)	G/H (倍)
一般消防	55	5	11.0	34	2	17.0	31	4	7.8	120	11	10.9
航空消防	1	0	—	1	0	—	—	—	—	2	0	—
計	56	5	11.2	35	2	17.5	31	4	7.8	122	11	11.1

- (注)1. 受験者数とは第1次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。
2. 第1次試験……………令和7年7月2日実施、令和7年8月13日合格者発表
3. 最終合格者発表……………令和7年9月5日

<別表 21> 課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験・主任転任試験

1 課長補佐昇任選考、課長補佐転任試験

合格者数等		コースⅠ					コースⅡ					コースⅢ					計				
		第1次試験 受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 B (人)	合格率 A/B (倍)	第1次試験 受験者数 C (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 D (人)	合格率 C/D (倍)	第1次試験 受験者数 E (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 F (人)	合格率 E/F (倍)	第1次試験 受験者数 G (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 H (人)	合格率 G/H (倍)
行政職	事務	191 (15)[4]	84 <2>	101 (15)[4]	89 (9)[3]	2.1	63 (8)	23 <1>	30 (8)	24 (4)	2.6	17 (1)[1]	8	10 (1)[1]	8 [1]	2.1	271 (24)[5]	115 <3>	141 (24)[5]	121 (13)[4]	2.2
	土木	43 (1)	9	10 (1)	10 (1)	4.3	28 (1)	6	7 (1)	5	5.6	12	3	3	2	6.0	83 (2)	18 (2)	20 (2)	17 (1)	4.9
	建築	12 (2)	2	4 (2)	4 (2)	3.0	4	1	1	1	4.0	0	0	0	0	-	16 (2)	3	5 (2)	5 (2)	3.2
	機械	7 (1)	0	1 (1)	1 (1)	7.0	12 (1)	5	6 (1)	6 (1)	2.0	2	1	1	0	-	21 (2)	6 (2)	8 (2)	7 (2)	3.0
	電気	16	7	7	7	2.3	13	1	1	1	13.0	2	1	1	1	2.0	31	9	9	9	3.4
	造園	2	1	1	1	2.0	0	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0	3	2	2	2	1.5
	応用・工業化学、 農業化学	3	1	1	1	3.0	1	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0	5	2	2	2	2.5
	保育職	5	1	1	1	5.0	3	2	2	2	1.5	8 [1]	6	7 [1]	6 [1]	1.3	16 [1]	9	10 [1]	9 [1]	1.8
	司書職	3	0	0	0	-	1 (1)	0	1 (1)	0	-	2	0	0	0	-	6 (1)	0	1 (1)	0	-
	学芸職	2	0	0	0	-	2	1	1	1	2.0	0	0	0	0	-	4	1	1	1	4.0
医療技術職	薬剤職	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	獣医師	2 (1)	1	2 (1)	1	2.0	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	3 (1)	1	2 (1)	1	3.0
	栄養指導職	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	衛生職	3 (1)	1	2 (1)	1	3.0	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	4 (1)	1	2 (1)	1	4.0
	診療放射線技師	3	0	0	0	-	1	0	0	0	-	4	1	1	1	4.0	8	1	1	1	8.0
	医療検査技術者	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	3 (1)	0	1 (1)	0	-	4 (1)	0	1 (1)	0	-
	理学療法士	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-	6	0	0	0	-	8	0	0	0	-
	作業療法士	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	歯科衛生士	3	0	0	0	-	0	0	0	0	-	2	0	0	0	-	5	0	0	0	-
	看護保健職	保健師	4 (1)	1	2 (1)	2 (1)	2.0	2	1	1	0	-	3	2	2	1	3.0	9 (1)	4	5 (1)	3 (1)
運輸職	看護師	1	0	0	0	-	1	0	0	0	-	3	0	0	0	-	5	0	0	0	-
	清掃職	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-	9	1	1	1	9.0	10	1	1	1	10.0
	動物飼育職	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	2	0	0	0	-	2	0	0	0	-
	運輸業務	4	1	1	0	-	14 (1)	0	1 (1)	0	-	28	3	3	3	9.3	46 (1)	4	5 (1)	3	15.3
	技術業務	3	0	0	0	-	8	0	0	0	-	3	1	1	1	3.0	14	1	1	1	14.0
	学校事務職	0	0	0	0	-	1	0	0	0	-	2	1	1	1	2.0	3	1	1	1	3.0
	合計	311 (22)[4]	109 <2>	133 (22)[4]	118 (14)[3]	2.6	158 (12)	40 <1>	51 (12)	40 (5)	4.0	111 (2)[2]	30	34 (2)[2]	27 [2]	4.1	580 (36)[6]	179 <3>	218 (36)[6]	185 (19)[5]	3.1

2 主任転任試験

職種（区分）	合格者数等	第1次試験 受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 B (人)	合格率 A/B (倍)
行政職 事務		2	2	2	1	2.0

注1 < >内の数は、第2次試験受験延期制度適用者の数で内数…（ア）（ ）内の数は、第1次試験免除者の数で内数…（イ）[]内の数は、第2次試験受験延期制度終了者の数で内数…（ウ）
 注2 第2次試験受験者数：「第1次試験合格者数」－（第1次試験合格者のうち、コースⅢの種別で、口述試験を欠席した者）－（ア）＋（イ）＋（ウ）

＜別表 22＞消防職課長補佐昇任選考（推薦型）

区 分	候補者数	合格者数	選考回数
一般消防	2 人	2 人	1 回
航空消防	—	—	
計	2	2	1

＜別表 23＞課長補佐昇任選考（推薦型）

職 種	候補者数	合格者数	選考回数
行政職	27 人	27 人	1 回
保育職	3	3	
看護保健職	1	1	
計	31	31	1

＜別表 24＞資格試験

職 種		受験者数	合格者数	倍率
行政職	事務	578 人	385 人	1.5 倍
	土木	119	63	1.9
	建築	23	12	1.9
	機械	41	22	1.9
	電気	44	15	2.9
	造園	4	3	1.3
	応用・工業化学、 農芸化学	4	3	1.3
保育職		20	7	2.9
司書職		4	3	1.3
学芸職		4	1	4.0
獣医職		4	2	2.0
栄養指導職		1	0	—
衛生職		9	4	2.3
医療技術職	診療放射線技師	4	1	4.0
	医療検査技術者	1	0	—
	理学療法士	2	1	2.0
	作業療法士	1	1	1.0
	歯科衛生士	3	2	1.5
	臨床工学技士	1	0	—
看護保健職	保健師	10	6	1.7
	看護師	2	0	—
清掃職		3	1	3.0
運輸職	運輸業務	23	11	2.1
	技術業務	15	1	15.0
学校事務職		3	1	3.0
計		923	545	1.7

＜別表 25＞転任試験

試験の種類	申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	合格者		
				転任前	転任後	人数
第1類	55 人	55 人	22 人	行政職	行政職 (情報[26 歳から 39 歳])	1
				保育職	行政職 (行政[26 歳から 39 歳])	1
				衛生職	研究職 (薬学)	1
				行政職	行政職 (社会福 祉)	1
免許資格職 (第 1 次試験 6 月実施分)	0	—	—	—	—	0
第2類	1	1	1	運輸職	行政職 (機械)	1
免許資格職 (第 1 次試験 9 月実施分)	0	—	—	—	—	0
職務経験者	0	—	—	—	—	0
計	56	56	23	5		

＜別表 26＞転任承認

転任前	転任後	申請者数	承認者数	承認回数
教 員	教育指導職	8 人	8 人	1 回
計		8	8	1

名古屋市人事委員会年報

発行年月日 令和 8 年 7 月 1 日

編集発行 名古屋市人事委員会事務局
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
TEL : 052-972-3304
: 052-972-3305
FAX : 052-972-4182